熊本県地域福祉メールマガジン 掲載 「みんなでたのしく輪になって」No.22

【発行】 熊本県健康福祉部 福祉のまちづくり課

平成18年が始まって、はじめてのメールマガジンになります。

今年の冬は12月の早い時期から大変厳しい寒さに見舞われましたが、2月に入って少しずつ春の 気配が感じられるようになってきました。

暖かくなってくると、花粉症の季節になりますが、今年の花粉は少な目だそうですので、花粉症の方 もそうでない方も、年度末のまとめに向けて頑張っていきましょう。

【今月の内容】

(トピックス)

- 1 熊本県防災ボランティア運営指針が決定
- 2 「熊本県福祉サービス第三者評価制度」の概要がまとまりました
- 3 福祉有償運送運営指針を決定 ~ セダン特区申請も ~
- 4 くまもと障害者用駐車場適正利用啓発キャンペーン

《地域情報》

- 1 「地域の縁がわ」紹介
 - ~ 地域交流サロン「ばあちゃんち」 ~
- 2 水俣市地域福祉計画

トピックス

熊本県防災ボランティア運営指針が策定されました!!

防災白書によると、平成16年度は、福井や新潟豪雨災害、新潟県中越地震の発生等、各地で度重なる自然災害が発生しましたが、各被災地において約60のボランティアセンターが設置され、全国から延べ26万人以上のボランティアが駆けつけ、被災家屋の清掃、救援物資の仕分け・配送、被災者の心のケアなど、多様な活動を展開されています。

いまや、災害時におけるボランティア活動はなくてはならないものとなっています。

そこで熊本県では、庁内の関係課(防災消防課、男女共同参画・パートナーシップ推進課)関係機関 (熊本県社会福祉協議会、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金会)で「熊本県災害ボランティ ア検討会議」を立ち上げ、体制整備について検討を重ね、1月に運営指針を策定しました。

この指針の中では、関係機関との連携のもと、災害ボランティア活動を支援する体制整備や専門ボランティアの取り扱い、さらには、平常時の取り組みとして地域福祉の推進、関係機関との連携体制の整備、災害ボランティアの養成や登録等について基本的な事項を定めています。

話し合いを進める中で、それぞれの役割や機能が明確になりましたが、まだまだ「絵に描いた餅」状態ですが、「食べられる餅」となるよう、それぞれで以下のような取組みも併せて実施しています。

(体制整備に向けた具体的な取り組みについて)

熊本県災害ボランティアセンターの具体的な運用等について、熊本県社会福祉協議会を中心に初動体 制等を明記したマニュアルを策定中で、想定訓練等も実施予定。

熊本県共同募金会では、「熊本県共同募金会災害支援制度運営要綱」を策定済。

日本赤十字社熊本県支部では、県内各地で災害ボランティア養成講習会等を実施中。

市町村社会福祉協議会を対象に、会議や研修会(ボランティアコーディネーターやボランティアリーダー研修会等)の実施。

1月末には、県防災消防課主催の、市町村、振興局の防災担当・福祉部局を対象とした説明会の中で、概要を説明。

熊本県地域防災計画の中にも明記していく予定。

(最後に)

それぞれの市町村の地域防災計画に、災害ボランティアセンターの位置づけや連携のあり方など明確 にされていますでしょうか? ボランティアさんの受け入れ体制は、万全ですか?

災害はいつ起きるかわかりません。起きた時に、慌てないで済むように、それぞれの役割をいまいち ど確認していただければと思います。

「熊本県福祉サービス第三者評価制度」の概要がまとまりました

社会福祉基礎構造改革の実施、あるいは介護保険制度、支援費制度の施行など、様々な改革が行われ、 その結果、多くの福祉サービスの利用が、これまでの行政による措置から利用者の選択による利用制度 に移行しています。こうした中で、利用者が自らにふさわしい福祉サービスを自由に選択するというこ とは、事業者にとっては、より質の高いサービスを提供することができなければ、利用者から選択され ませんし、利用者は、より質の高いサービスを求めようとします。「福祉サービスの質」に対する関心は、 事業者・利用者双方において今まで以上に高まっています。

県では、平成16年10月に「熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会」を設置し、これまで全体会5回、障害者・児部会2回、児童部会2回の合計9回に渡り、本県における制度検討を行ってきましたが、その概要がまとまりましたのでお知らせします。

(1)福祉サービス第三者評価とは?

社会福祉事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第

三者機関(評価機関)が専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

個々の事業者が福祉サービス提供時の具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に継続的に取り 組むとともに、その評価結果等が公表されることによって利用者の適切なサービス選択に役立つための 情報となることを目的としています。

(2) 実施時期は?

平成18年度から実施します。

18年4月に評価調査者養成研修会を開催し、評価調査者を養成。5月には、事業所説明会を行い、一方で評価機関に申請を受け付けます。6月に評価機関を認証し、評価スタートは、7月頃の見込みです。

(3)対象サービスは?

知的障害者入所更生施設、保育所、特別養護老人ホームなど、県内で提供されるすべての福祉サービスです。

(4)どのような基準で評価するの?

評価項目は、事業者の経営理念、サービス提供の基本方針、質の向上や職員の育成、地域との交流など、すべてのサービスに共通する項目(共通評価基準)と、障害者施設や保育所などサービスの種別によって異なる個別評価項目に分かれます。

個別評価項目は、食事の提供や健康管理など具体的なサービス場面について評価する内容になっており、熊本県では独自に利用者尊重、UD、食育、地産地消などの視点を加えています。

(5)第三者評価を受けるメリットは?

法人・施設等の組織の対内的な面と対外的な面の双方に次のような効果が期待できます。

対内的な効果

- ・自らが提供するサービスの質について、改善すべき点が明らかになります。
- ・サービスの向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となります。
- ・第三者評価を受ける過程で、職員の気づき、改善意欲の醸成及び諸課題の共有が図られます。 対外的な効果
- ・第三者評価を受けることにより、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られます。
- ・事業者のサービスの質の向上に向けた積極的な取組姿勢をPRすることができます。
- ・継続して受審することで、事業所の最新の情報を利用者に提供していくことができます。

(6)第三者評価を行う評価機関とは?

評価機関は、県で定めた「認証基準」を満たし、県から認証を受けた公正・中立な第三者機関です。 評価機関に求められる主な要件(認証基準)は、次のとおりです。

- ・法人格があること。
- ・福祉サービスを提供していないこと。
- ・評価調査者が3人以上所属していること。

(7)評価調査者はどんな人?

評価調査者は、専門的かつ公正な評価が行われるよう、必要な経験や資格を有し、かつ評価調査者養

成研修を受講し、修了試験に合格した修了者です。具体的な経験や資格は次のとおりです。

- ・10人以上の組織を管理・統括する組織運営管理を3年以上経験している者
- ・福祉・医療・保健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を3年以上経験 している者(8)評価手法は?

評価は、書面調査(事業者による自己評価) 評価調査者による訪問調査、アンケートなどにより利用者等の意向を把握する利用者調査の3つの手法により行われます。知的障害者など利用者本人の意向を汲み取ることが難しい場合には、利用者調査の一環として、事業者及び評価機関の協議に基づき、利用者本人の意向等を推測する観察調査を付加することができるものとしています。

(9)評価の流れは?

第三者評価は、概ね次のような流れで行われます。

事業者が、評価機関の情報を収集し評価機関を選定します。評価機関側の説明等を受け、契約して、調査に入ります。書面調査、アンケート、訪問調査等を得て、評価機関は評価結果を事業者に報告します。評価機関は、公表に関して事業者の同意を得た上で県に評価結果を報告します。県は当ホームページで評価結果を公表します。

(10)第三者評価は、必ず受けなければならないのか?

受審は義務ではなく任意です。しかし、社会福祉法第78条第1項は、社会福祉事業の経営者に対して、福祉サービスの質の向上のための自己評価の実施等の努力義務を規定しており、事業者の積極的な受審が望まれています。

(11)第三者評価と行政監査との違いは?

行政監査は、法令が定める最低基準を満たしているか、否かについて定期的に所轄の行政庁が確認するものです。

一方、第三者評価は、現状の福祉サービスをより良いものへと誘導するもの、つまり福祉サービスの 質の向上を意図しているという点で、行政監査とは根本的にその性格が異なります。

(12)受審費用は?

受審費用は、事業者の負担となります。その額は、施設の規模や評価手法を基に各評価機関が設定し、 最終的には事業者と評価機関との契約により決まります。

(13)評価結果はどのように公表されるの?

事業者の同意を得た上で、公表基準により県のホームページとWAMNETで公表します。評価結果は、利用者や関係者がいつでもアクセスすることができ、利用者のサービス選択やサービス内容の透明性の確保のための情報となります。

「WAM NET」とは、独立行政法人福祉医療機構が運用する「福祉保健医療ネットワークシステム」

福祉サービス第三者評価機関の認証申請予定法人への事前説明会を開催します。

平成18年度から福祉サービス第三者評価がスタートするのに先立ち、評価機関として活動を予定 している法人に対する事前説明会を開催します。 (1)日 時:平成18年3月6日(月) 午後1時30分~3時30分

(2)場所:熊本県庁本館1階 101会議室

(3) その他: 各法人 2 名までとします。参加を希望される法人は、事前に熊本県福祉のまちづくり課地域福祉企画班(TEL096-333-2201)にお申込みください。)

福祉サービス第三者評価事業に係る情報を3月上旬から県庁ホームページに掲載する予定です。

掲載事項(予定)

・福祉サービス第三者評価の概要

・評価機関の情報

・評価結果の公表情報(18年10月頃~)

・評価調査者養成研修の案内

・推進体制

・評価基準

・規定集・様式集

・これまでの検討経緯

熊本県福祉有償運送運営協議会にて「福祉有償運送運営指針」を決定

・ 「熊本県地域ささえ愛セダン特区」も申請!! ~

福祉有償運送とは、H16.3.16 日付け国土交通省自動車交通局長通知(通称「ガイドライン」)において認められた「NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送」のことです。

運送主体が福祉有償運送を計画し、地方公共団体が、公共交通機関によっては移動制約者の十分な輸送サービスが確保できないと認め、運送主体に文書で移送を依頼し、学識経験者や有償運送の利用者代表、交通事業者、関係地方公共団体職員等で構成する運営協議会を設けます。運送主体の申請の内容について、運営協議会における協議が整えば、運輸支局は速やかに許可を行うことになります。

熊本市内の運送主体が行う福祉有償運送については、現在、「熊本市及び近隣町有償運送運営協議会」 (熊本市、菊陽町、合志町、西合志町、益城町)及び「熊本県福祉有償運送運営協議会」(関係15市町村)を設置し、昨年11月8日に第1回協議会を開催しました。

その後、1月25日に開催した第2回目の両協議会で、熊本市及び近隣町福祉有償運送運営指針・熊本県福祉有償運送運営指針を策定しました。同日、運送主体8団体について協議が整い、4月には道路運送法の許可が出される運びとなります。

現在は、福祉有償運送の使用車両は、リフト・スロープ等を設置した特殊車両に限られていますが、 自治体が構造改革特区(いわゆる「セダン特区」)を取得すれば、セダン型等の一般車両の使用も認められます。国交省自動車交通局長の私的懇談会「地域住民との協働による地域交通のあり方に関する懇談会」の下に設置された「NPO等によるボランティア福祉有償運送検討小委員会」の検討報告書素案が、 昨年12月6日にまとめられました。同素案によると、セダン特区の全国展開を含めた制度改正(道路運送法改正)が、平成18年10月を目途になされるとのことです。

国の「重点指導期間」(~18年3月末)終了後の18年4月から10月までの間は、自治体がセダン特区を取得しなければ、セダン車による福祉有償運送を行うことはできません。そこで、熊本県では、県

が申請主体となって、セダン車によるサービスが予定されている市町村を区域とするセダン特区「熊本県地域ささえ愛セダン特区」の申請を1月30日に行いました。特区の範囲となるのは、熊本市、八代市、人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、大津町、菊陽町、合志町、西合志町、小国町、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、芦北町、湯前町、苓北町の20市町村です。「熊本県地域ささえ愛セダン特区」は、3月下旬に内閣府から認定される見込みです。

くまもと障害者用駐車場適正利用啓発キャンペーン

県内の施設には、通常より少し幅の広い車いすマーク駐車場の設置が進んできています。しかし、この車いすマーク駐車場に、必要のない人が車を止めてしまい、本当に必要な人達が駐車できないという 声が聞かれます。

こうしたことから、熊本県では、本年2月をキャンペーン期間として、車いすマーク駐車場を正しく 利用していただくための車いすマーク駐車場適正利用キャンペーンを行っています。

<車いすマーク駐車場適正利用キャンペーンの概要>

県内5箇所における街頭キャンペーン活動

・啓発チラシ及び粗品の配布、啓発クイズ、車いすから車への乗降体験の実施

啓発用紙製テーブルマットの使用

・県内全ての道の駅やグランメッセ熊本内レストランなどで使用

ガソリンスタンドでの啓発チラシ及び粗品の配布

公共施設・自動車販売店等での啓発ポスターの掲示

ラジオを通した啓発

< 街頭キャンペーンに参加したボランティアの方や来場者の声 >

(・・)/「家族に障害者がいるので身近な問題。健常者は絶対とめないでほしいというという気持ちを訴えていきたい。」

(v)「車いすの幅がある分、ドアを広く開けないと乗り降りできないということが分かった。」

車いすマーク駐車場の幅が通常の駐車場の幅よりも広くなっているのは、車いす使用者などが車を乗り降りする際、ドアを広く開ける必要があるからです。車いすや松葉杖を使用している人、おなかの大きい妊婦さんなど、幅広い駐車スペースを必要としている人たちのために、必要のない方はとめないようにしましょう!

地域情報

1 地域の縁がわ紹介

地域交流サロン「ばあちゃんち」(植木町)

~ 子育てサークル「かちゃりばんこ」&「にっこり座」~

【事業目的】

地域の子どもたちや親、お年寄りが気軽に集い交流する中で、土地の食や暮らしをトータルに学んでいける「地域の大きな家」を目指しています。

【事業内容】

空き家でなく、実際に77歳のおばあちゃんがひとり住んでいる民家を、そのまま子育て支援に活用しています。おばあちゃんの家は100年以上経った古い家で、農機具類の倉庫や井戸、植木や畑があり、これまで受け継がれてきた地域の料理や暮らしの作法など、子どもや子育て中の親に伝えるとともに、土・日曜日でも子育てを支援するサロンとして、平成17年10月に開設しました。

子どもたちは昔ながらの広い座敷で遊んだり、親子でサツマイモや大豆を植えたり、大豆から味噌を 作ったりして、その土地の生活や文化を学んでいます。

運営として、子育てサークルの2つの団体が中心的役割を果たし、運営費は畑でとれた作品を利用した加工品の販売などで賄っています。

ばあちゃんもスタッフの一人として、味噌作りなどの指導にあたったり、近隣農家の人が大豆づくり の支援をしたり、地域交流の場となっています。

「子どもが好きだけん、こんないいことはありまっせん」とばあちゃん談。

活動に参加したい、活動のサポートをしたいという人が増えてきたとのことでした。

【活用した公的支援制度】

・子育て応援団事業

2 水俣市地域福祉計画

~ みとめあい なごみあい まごころで たすけあう里(まち)づくり ~

ふれあいネットワークなど、もともと社会福祉協議会の活動が活発なところであり、たくさんの住民が参加して策定されており、事務局体制においても、社会福祉協議会職員がキーパーソンとなっています。また、水俣災害を教訓に、災害に強いまちづくりをボランティアや地域住民とともに作り上げるという意気込みが感じられる計画です。

- 1 基本目標
 - (1)共にささえあう地域づくり
 - (2)のびのびと子育てできる環境づくり
 - (3) 障がい者の自立と社会参加を促進するまちづくり
 - (4)高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 2 主要施策
 - (1)ボランティアセンター機能の強化

ボランティア活動の普及啓発、ボランティア講座・体験活動等の開催、ボランティアプログラムの開発、ボランティア登録制度の充実など、更なるボランティア活動の推進を図

っていく。

(2)災害に強いまちづくり

平成15年の水俣災害の教訓をもとに、住民自治会による地域防災ネットワークの確立、 防災ボランティアの体制づくりを行い、住民参加で災害に強い水俣を目指していく。

3 住民参加

(1)地域ワークショップ

7地域で143人の参加があり、意見交換とアンケート調査を実施。

(2)団体ヒアリング

福祉関係17団体と個別にヒアリングを実施し、様々な要望や意見を聴取。

(3)保健・医療・福祉の集い

保健・医療・福祉の現場で働いている人を対象に、パネルディスカッションと3分野のグループワークを実施し、意見交換等を行った。85人の参加者があった。

4 策定体制

(1)住民部会

市民公募を含め12人のメンバーで、福祉関係者、自治会関係者、地域づくり関係者等で構成している。

(2)庁内プロジェクト班

総務課、企画課、財政課、環境対策課、商工観光課、土木課、教育委員会関係職員など、 幅広く参加があり、15人のメンバーで構成している。

(3)事務局

福祉関係者の他、社会福祉協議会の職員が3人参加している。

熊本県地域福祉メールマガジン

「みんなでたのしく輪になって」 No.22

【発行】 熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課

記載内容に関するお問い合わせ、情報提供、ご意見、配信の解除、メールアドレスの変更など一切の連絡は、熊本県健康福祉部 福祉のまちづくり課 まちづくり推進班へお願いします。

E-mail:fukushimati@pref.kumamoto.lg.jp

TEL:096-333-2202 FAX:096-387-5992